

介護福祉士実務者研修受講資金 Q&A

Q 1 実務者研修を受講してから初めて介護の仕事に就く予定ですが、貸付けは受けられますか。

A 1 養成施設への貸付申請時点で、介護職として3年間従事しており、介護福祉士国家試験の受験要件を満たしていることが貸付要件となりますので、貸付を申請することはできません。

Q 2 貸付要件を満たしている場合、申請をすれば確実に貸付を受けられますか。

A 2 本貸付制度は申請書類一式を受付後、審査のうえ決定します。また、養成施設ごとに貸付枠が設けられており、貸付枠が上限に達し次第受付終了となります。

Q 3 実務者研修を2026年9月30日修了予定でしたが、実際には予定より早く、9月5日に修了することになりました、養成施設への貸付申請はいつまでですか

A 3 実際に研修が修了する9月5日までに養成施設への貸付申請を行ってください。
(なお、申請受付期間内でも貸付枠が上限に達している場合、申請受付は終了となります。)

Q 4 生活保護を受給中ですが、申請できますか。

A 4 申請前に担当ケースワーカーと相談をしてください。申請には、福祉事務所からの意見書が必要となります。

Q 5 生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金(ひとり親家庭支援)の返還が終わっていない場合、申請できますか。

A 5 返還が完了してからの申請となります。

Q 6 職場から Off-JT として助成金が出ますが、貸付申請は可能ですか。

A 6 職場がキャリア形成促進助成金、その他、国、県、市などから補助金を受け、そこから申請者に受講料を補助した場合は貸付けの対象となりません。

Q 7 連帯保証人の居住地や所得に制限はありますか。また、独立生計についての証明書が必要ですか。

A 7 連帯保証人の居住地は問いません(ただし日本国内に限ります)。貸付申請時に20歳以上80歳以下で前年度の収入及び今年度の収入見込みが150万以上の方を連帯保証人として立ててください。必要に応じて源泉徴票や納税証明書等の提出を求めることがあります。

Q 8 介護福祉士の試験に不合格の場合でも、介護の仕事をしていれば返還免除になりますか。

A 8 試験に不合格であった場合、介護の仕事をしていても返還免除にはなりません。
貸付申請年度の翌々年度までの試験に合格し、介護福祉士の資格登録後、神奈川県内の事業所または施設で、2年間以上介護業務に従事することにより返還免除の対象となります。
ただし、貸付申請年度の翌々年度までに合格しなかった場合は返還となります。

- Q 9 現在、介護業務に従事していますが、国家試験に合格したあとも2年間働けば返還免除になりますか。
- A 9 試験合格後、1年以内に介護福祉士の登録が必要です。登録年月日より神奈川県内にて2年間以上継続して従事した場合、返還免除の対象となります。この2年間の継続した従事とは、730日在籍したうちの360日以上（月平均15日）の従事または週20時間以上の従事となります。
- Q 10 介護福祉士国家試験に「パート合格」のうえ、介護職として従事した場合、その期間は返還免除の対象期間に含まれますか。
- Q 10 「パート合格」では、介護福祉士登録ができないので、返還免除の対象期間とはなりません。
貸付申請年度の翌々年度までに全パートに合格し、介護福祉士登録することが必要です。
- Q 11 介護福祉士資格登録後2年に満たないときに病気や妊娠・出産などで仕事を休まなければならない場合は返還になるのですか。
- A 11 やむを得ない事情により一時期休職せざるを得ない場合は、その期間を返還猶予とすることができます。申請手続きをし、返還猶予が承認された場合、休職した期間は業務従事期間として算定することはできませんが、復職前と復職後、併せて2年以上の従事期間で免除申請が必要となります。
また、常勤からパートに変更した等、勤務形態が大きく異なる場合も必ず貸付担当に連絡をしてください。
- Q 12 2年未満で退職した場合、返還額は一部免除になるのですか。
- A 12 全額返還になります。
ただし、退職後2ヶ月以内に神奈川県内の事業所または施設で介護職として再就職した場合は引き続き従事しているものとみなし、併せて2年間以上従事した場合は返還免除対象となります。なお、転職のために従事できなかった期間は返還免除期間に算入されません。
- Q 13 東京の訪問介護事業所に在籍して、神奈川県内の訪問先で従事することになりました。返還免除対象になりますか。
- A 13 神奈川県内の事業所または施設に在籍して従事することが必要となりますので、返還免除対象となりません。
- Q 14 日々雇用（アプリ等による単発バイトなど）での従事は返還免除対象になりますか。
- A 14 継続した2年間の従事の証明が困難であるため、原則、返還免除対象となりません。